

登録政治資金監査人の業務制限について

1. 登録政治資金監査人の業務制限に係る法の規定

第19条の13第5項

国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

2. 法第19条の13第5項の総務省令で定める者

法が省令に委任している内容は、国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者に準ずる者と考えられるため、以下のような者を業務制限の対象者とすべきか。

- ① 親族関係に着目した制限として、配偶者（1号団体・2号団体共通）
- ② 国会議員関係政治団体との関係に着目した制限として、
 - ・当該政治団体の役職員（1号団体・2号団体共通）
 - ・2号団体が推薦等する特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者（2号団体のみ）